

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 29 年 3 月 30 日

成田市長 小泉 一成



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
成毛地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 29 年 3 月 24 日

3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手）の状況

○経営体数

個人 1 経営体（うち 認定農業者 1 経営体）

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。

5. 地域農業の将来のあり方

当地区は市の中央部に位置し、10 a 区画の水田が広がる水稻専作地帯である。地区内の農地は担い手に集積しつつあるが、農地が谷津田中心の条件不利地が多いことから、今後は基盤整備事業等を活用しながら、作業の効率化を図る必要がある。人・農地プランの作成を契機として、農地中間管理事業や基盤整備事業等の活用を含めた話し合いを進めていくことで、地区の農地維持を進めていく。

6. 農地中間管理事業の活用方針

農地の出し手・受け手双方の意向を把握し、農地中間管理事業を活用の上、中心となる経営体への集積を図る。